



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年6月18日 No.225

職場の身近な問題解決にむけて「申し入れ」を提出！

～新潟新幹線運輸区における当務主務の作業ダイヤに関する申し入れ～

新潟新幹線運輸区の短時間行路「B720 行路」は、当務主務と本線乗務員が乗務していますが、乗務する社員によって労働時間の取り扱いが違います。

▼当務主務が乗務

→行き先地（東京駅）の時間は「すべて労働時間」

▼「育児・介護勤務 A」適用の乗務員が乗務

→行き先地（東京駅）の時間は、その他時間の 14 分以外「ノーペイ」

▼予備勤務者等の乗務員が乗務

→行き先地（東京駅）の時間は、その他時間の 1 時間 24 分以外「ノーペイ」

「同じ行路」「同じ拘束時間」にも関わらず、労働時間に違いがあることに疑問をもった組合員の声をもとに、東日本ユニオンは 6 月 18 日、新幹線統括本部に対して「新潟新幹線運輸区における当務主務の作業ダイヤに関する申し入れ」を提出しました。

<申し入れ項目>

1. 新潟新幹線運輸区の当務主務の作業ダイヤを明らかにすること。
2. 新潟新幹線運輸区の当務主務の勤務種別を「変形 7H1 形」として理由を明らかにすること。
3. 新潟新幹線運輸区の B720 行路に当務主務（変形 7H1 形）が乗務した際、途中で休憩時間を設けない理由を明らかにすること。
4. 新潟新幹線運輸区の B720 行路が、乗務する社員によって労働時間が異なる理由を明らかにすること。
5. 育児・介護勤務 A、当務主務、指導担当、支社等（企画部門）の社員が、それぞれ短時間行路を乗務する目的を明らかにすること。

**職場の問題や疑問などを解決するために
東日本ユニオンに加入して一緒に取り組もう！**